

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月17日 福島地方法務局相馬支局 登記官 飯沼勝幸

記

意見又は資料の提出先

〒976-0015 相馬市塚ノ町1丁目12番地1

福島地方法務局相馬支局

0244-36-3414

	所在	地番	地目	地積
1	相馬市山上字縄谷	145番	山林	10808
2	相馬市中村字本町	252番2	畑	94
3	相馬市塚部字貴布根前	147番	田	158
4	相馬市日下石字一北田	476番2	畑	217
5	相馬市日下石字一北田	476番3	畑	87
6	相馬市日下石字一北田	476番4	原野	638
7	相馬市尾浜字南ノ入	100番	畑	181
8	相馬市百槻字蓬田	401番	井溝	45
9	相馬市百槻字蓬田	402番	井溝	59
10	相馬市百槻字蓬田	403番	井溝	68
11	相馬市百槻字蓬田	404番	井溝	63